

羽曳野市後援名義の使用承認及び羽曳野市長賞の交付に関する
事務取扱要綱

制 定 平成 20 年 3 月 31 日

最近改正 令和 7 年 4 月 28 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、羽曳野市(以下「市」という。)の後援名義の使用承認(以下「後援の承認」という。)及び羽曳野市長賞の交付(以下「市長賞の交付」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(主催者の承認基準)

第 2 条 市が後援の承認又は市長賞の交付を行う事業の主催者は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

- (1) 国(独立行政法人を含む。)又は地方公共団体(地方独立行政法人を含む。)
- (2) 学校又は学校の連合体
- (3) 公益社団法人又は公益財団法人
- (4) 特定非営利活動法人
- (5) 一般社団法人又は一般財団法人及びこれらに準ずる団体
- (6) 市内を活動拠点とし、スポーツ、芸術、文化等の振興に寄与すると市長が認める団体(所在は市外にあるが、市内における活動実績があり、スポーツ、芸術、文化等の振興に寄与すると考えられる事業を実施するものを含む。)
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める団体

2 前項第 5 号から第 7 号までに掲げる主催者の代表者又は役員が次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、市の後援の承認及び市長賞の交付は行わない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員
- (2) 羽曳野市暴力団排除条例(平成 24 年羽曳野市条例第 17 号)第 2 条第 3 号に規定する暴力団密接関係者

(対象事業)

第 3 条 後援の承認をする事業は、次の各号のいずれにも該当すると認められるもの

とする。

- (1) 事業の目的及び内容が、市の教育、芸術、文化、スポーツの振興、市民福祉の増進等に寄与すると認められるもので、公共性があること。
- (2) 市全域を対象として行われる事業で、広く一般市民を対象としていること。
- (3) 原則として羽曳野市内が開催地であること。ただし、市民の幅広い参加が期待できる事業又は本市のイメージアップが期待できる事業である場合は、この限りでない。
- (4) 主催者の所在が明確で、事業遂行能力が十分あること。
- (5) 主催者が参加者から入場料その他の費用を徴収するものにあつては、徴収の額及び目的が適正かつ明確であること。
- (6) 事業の実施場所において、保健衛生及び災害防止に関する措置が講じられていること。

2 市長賞を交付する事業は、前項各号のいずれにも該当し、かつ、参加者が競い合うことにより技能の一層の向上が期待できると認められるものとする。

3 前2項の規定に該当する事業であっても、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、後援の承認及び市長賞の交付を行わないものとする。

- (1) 政治活動若しくは宗教活動を目的とするもの又は特定の政治団体若しくは宗教団体に反対することを目的とするもの
- (2) 特定の主義主張の浸透を図ることを目的とするもの
- (3) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 主に営利又は商業宣伝を目的とするもの
- (5) 特定の団体の宣伝又は売名を目的とするもの
- (6) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織の利益になると認められるもの
- (7) 行政の運営に支障を来すもの
- (8) 過去に第10条第1項各号(第4号を除く。)の規定により後援の承認又は市長賞の交付を取り消されたことのある事業(同種の事業を含む。)を同一団体が再度実施しようとするもの
- (9) 前各号に掲げるもののほか、後援の承認又は市長賞の交付を行うことが不適当と認められるもの

(後援の使用)

第 4 条 後援の承認を受けた事業の主催者は、当該事業に関し発行する印刷物等に市が後援している旨の表示をし、又はその旨を放送等により公表することができる。

(市長賞の交付)

第 5 条 市長賞は、賞状の交付とし、主催者を通じて顕彰すべき参加者に交付するものとする。

(申請手続等)

第 6 条 後援の承認又は市長賞の交付を受けようとするもの(以下「申請者」という。)は、当該承認又は交付の決定を必要とする日の 1 月前までに羽曳野市後援名義使用承認及び羽曳野市長賞交付申請書(様式第 1 号。以下「申請書」という。)に次に掲げる資料を添えて提出しなければならない。

- (1) 主催者の活動目的及び内容が分かる書類
- (2) 役員等の住所、役職名、生年月日、性別等が分かる書類
- (3) 申請事業の目的及び計画が分かる書類(収支予算書(様式第 2 号)を含む。)
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(関係機関との連携)

第 7 条 市長は、必要があると認めるときは、第 2 条第 2 項各号のいずれかに該当するか否か、大阪府羽曳野警察署に対して照会し、回答を得るものとする。

(決定)

第 8 条 市長は、申請書を受け、その内容を審査のうえ、その承認又は交付を決定したときは、申請者に決定通知書(様式第 3 号、第 3 号の 2、第 3 号の 3)により通知するものとする。この場合において、市長が必要があると認めるときは、後援の承認又は市長賞の交付の決定にあたり、必要な条件を付することができる。

2 市長は、第 6 条の申請書を受け、その内容を審査のうえ、その承認又は交付を行わないことを決定したときは、申請者に不承認・不交付決定通知書(様式第 4 号、第 4 号の 2、第 4 号の 3)により通知するものとする。

(変更の届出)

第 9 条 前条第 1 項の規定により後援の承認又は市長賞の交付の決定を受けた申請者は、当該決定を受けた申請書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに承認事項変更届出書(様式第 5 号)に変更事項を記載して、市長に届け出るものとする。ただし、

軽微な変更として市長が認める場合は、この限りでない。

(決定の取消し)

第 10 条 市長は、第 8 条第 1 項の規定により後援の承認又は市長賞の交付を決定した事業が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その決定を取り消すことができる。

(1) 申請書の記載事項に虚偽のあることが判明した場合

(2) 第 2 条第 1 項及び第 3 条の規定に違反する事実が判明した場合

(3) 法令又は後援の承認若しくは市長賞の交付の決定に付した条件に違反した場合

(4) 主催者の変更又は事業計画の大幅な変更をした場合

(5) 第 2 条第 2 項各号のいずれかに該当することが判明した場合

2 市長は、前項の規定により後援の承認又は市長賞の交付の決定を取り消したときは、その理由を付して当該決定を受けたものに決定取消通知書(様式第 6 号、第 6 号の 2、第 6 号の 3)により通知するものとする。

3 第 1 項の規定により後援の承認又は市長賞の交付の決定を取り消されたものは、第 8 条第 1 項の決定通知書及び市長賞として交付された賞状を直ちに市長に返還しなければならない。

4 第 1 項の規定により後援の承認又は市長賞の交付の決定を取り消されたものは、速やかに取り消された旨を新聞広告等により公表するとともに、街頭等に掲示したポスター、チラシ等の広報媒体に市の名称の記載がある場合は、速やかにこれを削除しなければならない。

(事業終了後の報告)

第 11 条 申請者は、事業終了後 1 月以内に、事業実施報告書(様式第 7 号)に収支決算書(様式第 8 号)を添付し、提出しなければならない。

(委任)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 6 月 29 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 11 月 1 日から施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、平成 25 年 9 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の羽曳野市後援名義の使用承認及び羽曳野市長賞の交付に関する事務取扱要綱(以下「新要綱」という。)の規定は、施行日以後の申請について適用し、同日前の申請については、なお従前の例による。

3 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の羽曳野市後援名義の使用承認及び羽曳野市長賞の交付に関する事務取扱要綱(以下「旧要綱」という。)の様式により提出されている書面は、新要綱の様式により提出された書面とみなす。

4 旧要綱の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、新要綱の様式により作成した用紙として使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の羽曳野市後援名義の使用承認及び羽曳野市長賞の交付に関する事務取扱要綱の規定は、施行の日以後の申請について適用し、同日前の申請については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 30 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 7 年 4 月 28 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第 11 条の規定は、この要綱の施行の日以後に羽曳野市の後援名義の使用承認又は羽曳野市長賞の交付(以下「後援名義の使用承認等」という。)を申請した者について適用し、同日前に後援名義の使用承認等を申請した者については、なお従前の例による。